

令和元年6月28日
事務連絡

大和ハウス工業(株) 御中

国土交通省住宅局建築指導課長

防火基準への不適合等への今後の対応について

国土交通省が設置した「共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する検討会」において、令和元年6月28日に取りまとめられた提言を踏まえ、「防火基準への不適合等に関する対応について」(平成31年4月12日付け国住指第117号)、「防火基準への不適合等に関する指示事項における追加対応について」(平成31年4月15日)、「防火基準への不適合等に関する対象物件数の訂正への対応について」(令和元年5月13日)、「独立基礎の不適合に関する対象物件数の訂正への対応について」(令和元年6月18日)に加え、以下の対応を求める。

① 再発防止策の確実な実施

- ・以下の事項を含む再発防止策の進捗状況について、定期的に国土交通省に報告を行うとともに、対外的に公表すること。

② 法令違反発覚時の対応

- ・過去の法令違反を把握した場合には、建築物の所有者・居住者等の安全・安心を確保する観点から、直ちに、建築物の所有者・居住者等に説明し、国及び特定行政庁に報告するとともに、必要な改修等の対応を行うことを社内で徹底すること。

③ BIMの法令適合チェック機能の強化について

- ・今回問題となった基礎や柱等の各部材ごとの属性情報として、型式適合認定に適合する部材であるか否かを入力することなど、今回の事案の再発防止に効果的な事項から着実に取り組むこと。